

① 空き家「特定空家等」・空き地の対策について

空き家・空き地等に関しては昨年末、同僚議員からも質問がありましたが、住民からの相談を受けましたので、再度質問致します。本町の居住等の使用がなされていない常態化している空き家の可能性が高い家屋は、254棟あり、そのまま放置すれば倒壊する状態、衛生上有害となる恐れのある状態、著しく景観を損なっている状態、放置することが不適切である状態にあると認められる「特定空家」となる可能性が高い家屋は、17棟あると答弁されています。又、住民からの苦情も繁茂による隣接地の越境問題や強風による家屋の瓦や塀などの部材及び敷地内残留物等の飛散することへの不安、シロアリ発生の不安、不審者等の敷地内不法侵入を危惧するものがあると答弁されております。国が平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に遵守し本町も施行されているものと思います。しかし、このような状態から察するに、地域住民の生命や身体・財産を保護するために、防災と防犯対策、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼさないためにも拡大しつつある空き家「特定空家等」・空き地の対策が緊急に臨まれます。そこで、本町における空き家「特定空家等」・空き地に関する現況や取組状況と今後の対策についてお聞きします。

- (1) 空き家「特定空家等」及び空き地の認定状況及び現在の取組を聞く
- (2) 空き家「特定空家等」となる原因や要因やそれに対する対策を聞く
- (3) 空き家「特定空家等」に認定された場合のデメリット等を聞く
- (4) 空き家「特定空家等」をなくす為の対策と補助金の取組を聞く
- (5) 空き家再生等推進事業の取組について考えを聞く
- (6) 「長与町空家等対策計画」の策定取組と協議会制定について聞く
- (7) 条例制定についての考えを聞く
- (8) 自治体登録の空き家バンクについて考えを聞く
- (9) 不明者土地特措法における所有者不明の対象物件の状況等聞く
- (10) 空き家の止水栓（ハンドル等）の閉止について聞く